税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

○　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）

改正案

別表（第三条、第九条関係）

番号	申請等
一	
〃	（省略）
三一	
三二	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関長に対するものに限る。）
三三	
〃	（省略）
四四	
四五	関税法第四十一条の三において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
四六	
〃	（省略）
一一二	
一一三	関税法施行令第二十一条の七の規定による帳簿の写しの提出
一一四	
〃	（省略）
三四二	

現行

別表（第三条、第九条関係）

番号	申請等
一	
〃	同上
三一	
三二	関税法第二十三条第二項の規定による申告（租税特別措置法施行令第四十五条の二第一項の規定による酒類等の数量及び価額等の付記を含むものとし、税関に対するものに限る。）
三三	
〃	同上
四四	
四五	関税法第四十一条の二において読み替えて準用する同法第四十五条第一項ただし書に規定する亡失の届出又は同項ただし書の規定による滅却の承認の申請
四六	
〃	同上
一一二	
一一三	関税法施行令第二十一条の六の規定による帳簿の写しの提出
一一四	
〃	同上
三四二	